

## 不当要求の取扱いに関する特記仕様書

(報告義務)

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務部総務室（連絡先：0595-63-7310）に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第2条 発注者は、前条の規定による報告をしたことを理由として、受注者に対し不利益な取扱いをしてはならない。